

議案第 13 号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 12 年 3 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 12 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

三朝町特別会計設置条例（昭和 39 年三朝町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中三朝町集落排水処理事業特別会計の項の次に次のように加える。

三朝町介護保険事業特別会計	介護保険事業
---------------	--------

第 2 条の表中三朝町集落排水処理事業特別会計の項の次に次のように加える。

三朝町介護保険事業特別会計	介護保険料、国県支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、一般会計繰入金、借入金及びその他の諸収入金	介護保険の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出金
---------------	---	---------------------------------------

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。